

JICA健康と命のための手洗い運動プラットフォーム 運営要領

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、JICA健康と命のための手洗い運動プラットフォームと称する。英名はJICA Platform on Handwashing for Health and Lifeとする。

第2条（目的）

本会は、新型コロナウイルス等の感染症の予防と持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて、独立行政法人国際協力機構が設置・運営し、手洗い等の衛生（Hygiene）分野における民間企業／業界団体、市民社会、大学／研究機関、関係省庁、国際機関駐日事務所等の本邦関係者が、開発途上国及び日本の課題解決のための活動を促進することを目的とする。

第2章 会員

第3条（会員資格）

本会の会員は、本会の目的に賛同し第5条の規定により入会を承認された、手洗い等衛生分野における本邦の民間企業／業界団体、市民社会、大学／研究機関、関係省庁、国際機関駐日事務所等の団体又は個人とする。

ただし、当該団体及びその代表者、役員または実質的に経営を支配する者（以下「役員等」という。）又は当該個人が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等（これらに準ずる者又はその構成員を含む。各用語の意味は平成16年10月25日付け警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」（以降の改正を含む。）に準じる。以下「反社会的勢力」という。）に該当する場合又は反社会的勢力と不適切な関係を有すると認められる場合は、本会の会員となることはできないものとする。

第4条（会員の行動規範）

本会の会員が本会に関連する活動を行う場合には、我が国及び途上国の法令を遵守するものとする。

第5条（登録）

本会の会員登録を希望する団体又は個人は、所定の様式により会員登録申込書を本会事務局に提出し、独立行政法人国際協力機構の承認を得なければならない。

第6条（登録費及び会費）

登録費及び会費は徴収しない。

第7条（退会・除名）

1 会員は、本会の登録を解除しようとするときは、所定の様式により登録解除届を本会事務局に提出しなければならない。

2 会員が以下に該当する場合には、独立行政法人国際協力機構の決定により当該会員を本会への登録を解除することができる。

- (1) 本会の名誉又は信用を傷つけたとき。
- (2) 本運営要領に反する行為をしたとき。
- (3) 反社会的勢力に該当すること又は反社会的勢力と不適切な関係を有することを疑うに足りる事情が明らかになったとき。
- (4) その他本会の会員として相応しくない事情があると独立行政法人国際協力機構が判断したとき。

3 団体である会員が解散等により消滅したとき又は個人である会員が死亡したときは、その時点をもって本会の登録を解除したものとみなす。

第3章 本会の活動

第8条（本会の基本的活動）

本会は、第2条の目的を達成するため、途上国の手洗い等の衛生（Hygiene）分野にかかわる次の活動を行う。

- (1) 開発途上国の手洗い等衛生分野に関する情報・経験の共有
- (2) 衛生啓発イベント、セミナー等の開催
- (3) 共同活動（研究・技術開発等における連携、JICA事業を活用した連携等）の企画・支援
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

第9条（定例会）

- 1 本会は、定期的に定例会を開催する。

2 定例会においては、本会の活動に関する方針、活動報告、活動計画、会員の活動状況等に関する情報共有、意見交換等を行うものとする。

第4章 事務局

第10条（事務局）

1 本会の事務局を独立行政法人国際協力機構地球環境部に置き、同地球環境部長を事務局長とする。

2 事務局は、JICA内の関係部署とも連携を図りつつ、次の役割を担う。

- (1) 開発途上国の手洗い等衛生分野の課題やニーズに関する情報の収集と提供
- (2) 関連事業（衛生啓発キャンペーン、JICA事業への手洗い等コンポーネントの組み込み、衛生啓発イベント、プロジェクト研究等）の実施
- (3) 会員間の共同活動の促進・支援
- (4) JICA事業への参画等に関する個別相談対応
- (5) 本会のウェブサイトの運営
- (6) 定例会の開催事務
- (7) 会員情報の管理等に関する事務
- (8) その他、本会の運営を行うために必要な活動

第5章 改廃

第11条（改廃）

本運営要領の改廃は、独立行政法人国際協力機構が行う。

附則

この運営要領は、本会の設立の日から実施する。